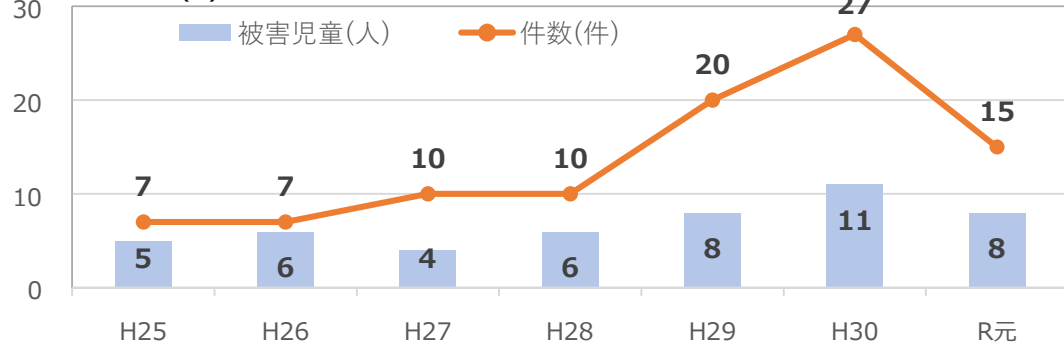


高知県青少年保護育成条例の改正について（令和3年7月1日施行）

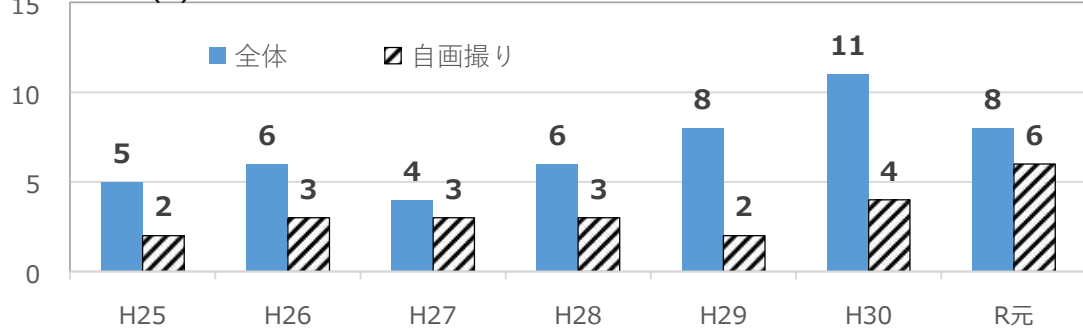
1 背景

- ・スマートフォンの普及等によって、青少年に対して自分の裸の写真等を撮影して送るよう要求する、いわゆる「自画撮り画像要求行為」による被害が発生。
- ・実際に画像を送付した場合は、児童ポルノ法による規制の対象となるが、自画撮り画像等を送ってしまうと、その画像等をインターネット上から完全に消去するのは非常に困難。
- ・そのため、画像等を送る前の段階でストップをかけることが必要だが、児童ポルノ法及び高知県青少年保護育成条例に、こうした要求行為を規制する規定はなかった。

(1)児童ポルノ事件数と被害児童数の推移（高知県）



(2)児童ポルノ事件の被害児童全体に占める自画撮り被害児童数（高知県）



(1) (2) とも高知県警調べ

【参考】全国の状況 検挙件数 H25:1,644件→R元: 3,059件
被害児童数 H25:646人→R元: 1,559人（うち約4割が自画撮りの被害）
※過去最多

2 全国の動き

- ・R2年10月時点で、青少年保護の関係条例において自画撮り要求行為を禁止しているのは32都道府県（四国では、愛媛県・香川県が対応済み）。
- ・全国知事会において、「児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備」を国へ提言（令和2年6月）。

3 改正前の条例等の課題

- ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、児童ポルノの所持及び提供については規制する条文があるが、画像等の要求行為については、脅迫・強要にあたる場合以外には規制する条文がない。
- ・高知県青少年保護育成条例においても、青少年に対するわいせつな行為等は規制しているが、画像等の要求行為について規制する条文はない。

※自画撮り画像についての現行法における規制状況

【現行法により規制できるもの】

- ・児童ポルノを実際に送らせて所持・提供した場合 → 児童ポルノ法
- ・脅迫・強要により要求した場合 → 刑法

【現行法では規制ができないもの】

- ・上記以外の要求行為

→ そのため、今回の条例改正で、画像を送る前の段階の「要求行為」を禁止

4 改正の具体的内容

- ・第18条の次に次の1条を加える。
第18条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同法第7条第2項後段の同法第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した同項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第31条第3項第3号において同じ。）の提供を求めてはならない。
- ・第31条第3項に次の1号を加える。（※30万円以下の罰金に処する）
(3) 第18条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの
ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- ・第31条第5項中「第18条」を「第18条、第18条の2」に改める。
（※当該青少年の年齢を知らないことに過失がない場合を除き、原則として当該青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができない）

5 今後の周知・啓発

- ・県警及び教育委員会の協力を得て、学校等へ啓発チラシを配布予定。（特に、青少年及び保護者に対しては不当な要求行為があった場合等に、自分たちで抱え込まず相談するよう周知啓発をはかる）

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」における「児童ポルノ」の定義

第二条 第3項 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの